

(保 35) F
平成 23 年 4 月 15 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

東日本大震災に伴う「出産育児一時金等の医療機関等への
直接支払制度」による概算請求の取扱いについて

東日本大震災により被害を受けた病院、診療所及び助産所（以下、「医療機関等」という。）において、平成 23 年 3 月 1 日～11 日までの間に退院した妊産婦の出産（直接支払制度を利用したものに限る。）に関する記録等が、滅失、汚損又は棄損し、直接支払制度による通常の請求が困難な場合には、概算による請求を行うことが可能である旨、厚生労働省保険局総務課より通知されましたので、ご連絡申し上げます。

概算による請求方法は下記のとおりとなっておりますので、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、概算請求によらない、直接支払制度を利用した妊婦等に係る出産育児一時金等の請求方法につきましては、平成 23 年 4 月 7 日付け（保 17）F「東日本大震災に伴う「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」による請求の取扱いについて」により、ご連絡申し上げますことを申し添えます。

記

1. 記録等の滅失等の場合の概算による請求について

平成 23 年 3 月 1 日から 11 日までの間に退院した妊産婦の出産（直接支払制度を利用したものに限る。）に関する記録等について、今回の地震により滅失、汚損又は棄損し、直接支払制度による請求が困難な医療機関等については、当該出産に関する出産育児一時金等について、概算による請求を行うことができます。

この場合において、同期間中に退院した妊産婦の出産に関する直接支払制度による通常の請求はできないものであります。

2. 概算請求を行う場合の取扱いについて

(1) 概算による請求を選択する医療機関等については、やむを得ない事情がある場合を除き、添付資料の別紙様式により、平成 23 年 4 月 20 日までに概算による請求を選択する旨、各支払機関（国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）及び社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。））に届け出ることとなります。

また、災害救助法適用地域（東京都の区域を除く。）以外の区域に所在する医療機関等については、罹災証明書又は罹災届出証明書を合わせて提出することとなります。

（やむを得ない事情により、別紙様式の提出が4月20日に間に合わない場合には、やむを得ず遅れる旨、各支払機関にご連絡のうえご相談ください。）

（2）支払額の算出方法

支払機関においては、原則として、平成22年11月25日、12月10日、25日、平成23年1月10日、25日、2月10日受付分の当該医療機関等に対する出産育児一時金等の支払実績（直接支払制度によるものに限る。）に基づき、下記により算出し、支払を行うこととなります。（当該医療機関等について、特別な事情がある場合には、別途医療機関等と調整をします。）

平成22年11月25日、12月10日、25日、 平成23年1月10日、25日、2月10日受付分 出産育児一時金等支払実績	× 11日

92（日） [3か月分の総日数]	

（3）この方法による請求を選択した医療機関等については、この方法による概算額をもって出産育児一時金等の支払額を確定するものであります。

3. 概算による請求を選択する医療機関等の名称等について

直接支払制度を利用したにもかかわらず、被保険者等が直接保険者に対し、出産育児一時金等の支給を申請することによる重複支払いを防ぐため、概算による請求を選択する医療機関等の名称、所在地については、厚生労働省から保険者に対して情報提供することとしております。

<添付資料>

東日本大震災による被災に伴う出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度による概算請求の取扱いについて

（平23.4.15 事務連絡 厚生労働省保険局総務課）